

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第9号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地域手当)</p> <p>第9条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して<u>香川県高松市の地域（平成18年4月1日においてこの名称により示された地域に限る。次項において同じ。）及び人事委員会規則で定める<u>県外</u>の地域に在勤する職員に支給する。</u></p> <p><u>2 香川県高松市の地域に在勤する職員の地域手当の月額</u>は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に100分の1.5を乗じて得た額とする。</p> <p><u>3 県外の地域に在勤する職員の地域手当の月額</u>は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>第9条の3 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p> <p>(特地勤務手当等)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>2 略</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第9条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給する。<u>当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。</u></p> <p>2 地域手当の月額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>第9条の3 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、<u>同条の規定にかかわらず</u>、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p> <p>(特地勤務手当等)</p> <p>第11条の2 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として人事委員会規則で定めるもの（以下「特地公署」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。</p> <p>2 略</p>

3 第9条の2第1項に規定する地域に所在する特地公署に勤務する職員には、同条第2項又は第3項の規定による地域手当の額の限度において、特
地勤務手当は支給しない。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。